

令和元年11月 8 日

廃棄物処理法及び自動車リサイクル法に係る許可の有効年月日の延長について

令和元年台風十九号の災害により、更新等のための必要な手続きを取れない場合があることを考慮し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の規定に基づき、次の対象者における許可の有効年月日が令和2年3月31日まで延長されることになりましたので、お知らせいたします。

記

1 許可の期限が延長される対象者

- (1) 廃棄物処理法の産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の千葉市長許可を受けている者であって、令和元年10月10日から令和2年3月31日までに許可期限が到来する者で、下記の特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者
- (2) 自動車リサイクル法の解体業及び破砕業の千葉市長許可を受けている者であって、令和元年10月10日から令和2年3月31日までに許可期限が到来する者で、下記の特定被災区域内において事業所を有する者
- (3) 自動車リサイクル法の引取業及びフロン類回収業の登録を千葉市で受けている者であって、令和元年10月10日から令和2年3月31日までに許可期限が到来する者で、下記の特定被災区域内において事業所を有する者

・ 特定被災区域 千葉市中央区 千葉市花見川区 千葉市稲毛区
 千葉市若葉区 千葉市緑区

2 許可の延長期限

令和2年3月31日まで

3 更新申請の手続きについて

- (1) これから更新申請を行う方について
更新後の許可証に記載される許可期間は、「令和2年4月1日から令和7年3

月 31 日まで」となります。

なお、3 月 31 日まで許可の有効年月日の延長の措置を必要とされない方は、その旨の書面を更新申請書に添付してください。（書式は任意）

この場合、更新後の許可証に記載される許可期限は、従前の許可期限の 5 年後の日付となります。

（2）更新申請書提出済みで、まだ許可証の交付を受けていない方について

3 月 31 日まで許可期限延長の措置を必要とされない方は、その旨を書面（書式は任意）にて、産業廃棄物指導課までお知らせください。

この場合、更新後の許可証に記載される有効年月日は、従前の有効年月日の 5 年後の日付となります。

※注

令和元年 10 月 10 日から環境省告示第 23 号が公布された同年 10 月 28 日までの間に更新手続きを終えた許可につきましては、従前の許可等が存在しなくなっているため、対象外となります。

問い合わせ

千葉市 環境局 資源循環部

産業廃棄物指導課 処理業班

TEL：043-245-5683

FAX：043-245-5689